

第3回 鯨類捕獲調査に関する検討委員会議事概要

1. 日 時：平成23年6月1日(水)14:00~17:21
2. 場 所：農林水産省第三特別会議室
3. 出席者：（座 長）筒井農林水産副大臣
（委 員）秋道委員、阿南委員、櫻本委員、高成田委員、
谷川委員、野村委員、林委員
（有識者）
〔IWC交渉、科学的意義、SSの妨害行為と安全対策〕
米澤元IWCコミッショナー、松田裕之横浜国立大学教授
高橋健二全日本海員組合水産局長
〔第2回検討会における意見聴取のフォローアップ〕
藤瀬日本鯨類研究所理事長、山村共同船舶代表取締役社長
（水産庁）宮原水産庁次長（議事進行）、井上資源管理部長、
香川資源管理部審議官、花房資源管理部遠洋課長
4. 結果概要：議題の（2）第2回検討会における意見聴取のフォローアップ
について非公開とすることを確認した後、議事の概要は以下のとおり。

議題（1）意見聴取

○米澤元IWCコミッショナー ポリープができてしゃべりにくいので、お聞き苦しいかと思えますけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。

先般、豪州政府が我が国の南氷洋での調査事業、科学調査について、これを国際法違反として国際司法裁判所に提訴いたしました。私に言わせると「盗人たけだけしい」といいますか、あるいは、逆に「飛んで火に入る夏の虫」であると。国際法の場で正々堂々と議論をして決着をつけるというのは大変いいことだと思います。

裁判の争点は、要約をいたしますと、日本か豪州のいずれかがIWC条約、

あるいは、その後締結された1982年国連海洋法条約、さらに、あとで説明をいたしますけれども、条約の誠実な実施を規定する1982年ウィーン条約法条約、あるいは、1992年の国連環境開発会議、地球サミットと呼ばれるものですけれども、ここで採択したアジェンダ21について、どちらが国際義務の誠実な実施者であり、どちらが悪意ある破壊者であるかということ、司法の場で争うことになると思います。

きょうの話はIWC及び国連での歴史を振り返りながら話を進めていきたいと思うのでありますけれども、その前にちょっとエピソードをお話したいと思います。1991年、IWCの科学委員会は、RMP、資源の管理方式でありますけれども、これを完成いたしまして、全会一致で採択しております。この完成が1982年の捕鯨モラトリアムの解除条件になっておりました。これが科学委員会で解決されたので、これを機会に、後で説明をいたしますけれども、IWCの内外に解決への機運が生じたのであります。

そういう流れの中で、1996年、この年は英国の保守党が選挙に負けまして、労働党に代わった年でありますけれども、その選挙の真っ最中にジョン・ガマーIWC担当相が、こういうことを言ったんですね。従来のIWC政策を変更し、倫理感という見地からRMPの実施を拒否いたします。そして、あくまで捕鯨の全面禁止を推進すると宣言したわけです。言ってみれば条約義務や過去の合意を無視するとする宣言です。あるいは、自分のと言ったほうがいいと思うんですが、自国のというより、自分の倫理観を票の力により他国に強要を強いるというとてもない発言であります。選挙用に政治家はいろんなことをおっしゃるからと思いますけれども、意外や意外、このジョン・ガマーの発言を契機に、1996年以降反捕鯨グループは、公然と自らの条約義務より優先させると主張しはじめることになったのです。

このガマーの発言にはイギリスの新聞もいろいろ声を挙げました。中でも一番厳しかったのは6月19日付の『ザ・ガーディアン』紙の指摘であります。「もうこれ以上うそをつけなくなったからであろう」と。そこにお配りをした資料に原文を入れてあります。(There is no more time for prevarication)。「time」という字が入っているところがおもしろいのです。もう時間がなくなったというのは、ありとあらゆるうそをついてきて、うそ

というか、科学の名を借りた論争を挑んできて負けて、IWC本会議でRMPが採択され、科学論議でも完敗、この後に及んで倫理とは何だというのが記事の趣旨です。

それだけではないのです。捕鯨反対過激派のリーダー、ニュージーランドがRMP完成の直後の1991年UNCED（地球サミット）に、捕鯨10年停止決議を提案するといった大きな出来事があったのです。決議の理由はさすがに倫理とは言えない。違法操業による乱獲により資源が減びるから捕鯨再開には反対であると言ったわけですが、決議採択成功したら捕鯨の禁止条約を自分たちでつくると言ったわけですが、ところが、リオデジャネイロのUNCEDの時、私もおりましたけれども、決議は大勢に相手にされなかった。ニュージーランドはついに本会議前に提案を撤回いたしております。こうしたIWCの経緯と世界の歴史を考え合わせると、こうした彼等の無法は、捕鯨に限った話かということになります。イギリスとかニュージーランドとか、ほかの問題でも、自分に都合のいい条約は守るけれども、都合の悪い条約は守らないという宣言ではないかと、それが本音ということではないかと私達は問うているのです。

そこで本題に入っていきたいと思います。捕鯨紛争の発端が1972年6月、ストックホルム国連人間環境会議、このときの捕鯨10年停止決議。モラトリウムというのは、もともとは経済用語で、紙幣と金との交換を一時停止することに使われたのが初めてありますけれども、「一時停止」と訳すのが正しいわけですね。これが発端になります。けれども、極めて政治的な提案でありましたから、その後この問題は急速に解決に向かいます。

また、1972年にはもう一つ大きな国連会議が開催されています。国連海洋法会議がそれで、1958年ジュネーブで国連海洋法4条約に代わる新しい海洋法条約をつくるための審議がカラカスで開始されたのが同じ年の8月です。だから、1970年代を要約しますと、一方では欧米を中心に反捕鯨運動がもっとも激しく燃え盛った10年であったと同時に、それを背景に、世界の新しい国際法秩序を決めるための努力が重ねられた10年ということになります。国連海洋法会議は10年という年月をかけて1982年国連海洋法条約を完成させています。

IWCと国連海洋法会議の双方の実務的責任者として、私にももっとも印象的な10年でした。

ストックホルムでは反捕鯨は大変政治的な問題になりますけれども、IWCではこの問題はあっさり解決いたしました。ストックホルム会議が終わって2週間後にIWC会議がありまして、私もストックホルムからIWCのほうに参ったわけでありまして、科学委員会が開かれ、ここでストックホルム決議が付託されました。私は見ていまして、これは大変な議論になるぞということを覚悟していたのですけれども、開会の一番初めにアメリカのワシントン大学の教授であったダグラス・チャップマンという議長が、ストックホルムの捕鯨10年停止決議には科学的な根拠がない、そういう決議を採択しようではないかと提案したわけです。

ストックホルム会議で活躍したウィリアム・アロン博士なども出席されていまして、何か波乱があるのではないかと思ったのですが、あっさりこの決議には科学的な根拠がないということになった。根拠と言わないで、英語では“Justification”（正当性）というのが正確な文言でありますけれども。翌年にも同じ決議をしていますけれども、翌年には文言が足されました。“Scientific Justification”のほかに、生物学的な必要性もない、“Biological needs”という言葉を使っています。ということになって、科学委員会が、ストックホルム決議に科学的根拠なしと判定し、以後、この問題は急速に収束にいくわけです。

1973年には、実質的にはアメリカの提案でありますけれども、豪州から新しい資源管理方式が提案されました。日本としてはすぐには賛成しえなかったのですけれども—科学的な問題を抱えていますし、論争を複雑にするのではないかということで、もっと明確な基準にしたほうがいいのではないかと思っていたのですけれども—背に腹は換えられないし、当時は17カ国でありまして、南氷洋捕鯨をしているのは日本とソ連だけで、科学委員会にしる、本会議にしる、日本が違った主張をしても通らないわけですから、日本もこれを飲んだわけでありまして。それで一応収拾をしたということになります。これを「NMP」とよんでいます、NMPのNはNEW（新しい）、MはManagement（管理）、PというのはProcedures（手続）ということです。

海洋法のほうでも議論が進展します。そして、ついに1977年には深海海底の開発問題を除くすべての件について一括して、パッケージディールといいますが、合わせて1本ということで採択されたわけです。では、その条約はようになっていたか。IWCのNMPもこの審議を念頭に置いていたことは明らかであります。そのことは後で申し上げたいと思いますが、どういふ内容のものであったかということが、お手許の資料2枚目の下のほうに書いてあります。

まず200カイリ水域、正式には排他的経済水域、“exclusive economic zone”ということになります。200カイリの中の天然資源は、上部にあっても海底にあっても、さらにその下にある天然資源の開発利用について、沿岸国は主権的権利を持つということであります。又、この条約には、強制紛争手続きという制度が定められていますが、200海里内の資源の開発、利用について、外国が沿岸国の措置に不服を唱えて、この手続きに従って問題の解決を図ろうと思っても、沿岸国は、この手続きの適用を忌避出来ると定めております。

それでは、生物資源の保存・利用の原則はどうなっているかと言いますと、61条、62条がEEZ、117、119条が公海ということになりますけれども、いずれも同じ内容のものでありまして、ともに諸般の事情を考慮しながら、というのは経済とか社会とか、環境も入れて考慮しながら、最大持続的生産を維持する水準、通常MSY水準と呼んでいますけれども、資源の保存は、MSY水準に維持し、又は、回復することを目的とし、利用は資源の最適利用を目的とすると規定しています。

これら資源の保存・利用に関する既定は、基本的に1958年ジュネーブ国連海洋法条約と同じ表現であり、国際慣習法を成文化した規定ということになります。資料に1985年条約とあるのは、1958年の誤りです。MSY水準とは、人口に例えると、毎年新たに成人になる人の数が最大になるような年齢構成を持つ人口水準にあたります。一般的に人口の成長曲線の真中、要するに、老人が多く、適正水準をこえた濃密な人口ではなく、成年に達する人口が最大になるような水準ということなのです。

その次に高度回遊性魚種という定義が出てまいります。それは条約64条、

これはE E Z、119条が公海。高度回遊性魚種というのはどういうものであるかという、条約は付属書 I に掲げる種類であると、ちょっと先験的に決めたのです。こういう理由でこういう基準を満たすから高度回遊性魚種だとは言わずに、あっさり付属書 I に掲げる魚種を高度回遊性魚種と定義すると規定したのです。付属書 I を見てみますと、マグロ、スマ、ソウダガツオ、シマガツオ、サンマ、シイラ、サメ、鯨類などが入っているわけでありますから、鯨類は明らかに付属書 I の魚種であります。

ここにはもう一つ特徴があります。この付属書 I には種類の削除・追加規定が条約条文中に規定されていないのです。追加・削除規定を持たないことの意味は明瞭です。つまり、付属書 I に掲げる魚種は、例示的なものであり、従って、厳密に他の魚種と区別する必要はないという認識を条約が示したということです。

64条の規定も、国際協力の必要性を示しているだけですから、付属書 I に例示的に魚種を列記すれば同条の規定の目的上、十分ということです。高度回遊魚種と定義した海産哺乳動物については、さらに65条（E E Z）120条（公海）に規定があります。

海産哺乳動物については、沿岸国又は、国際機関は、より厳格に資源を管理、規制できるとする規定です。

日本語の訳は厳格にということですが、英語ではS T R I C Tと表現しています。S T R I C Tというのは、英語の字義上、原理原則又は、基準の適用に当たっての厳格、正確性だと定義されています。

条約の関連条文を通観すれば、適用すべき原則が61条及び62条に明記される保存、利用に関する原則であることは余りにも明瞭です。1992年国連環境開発会議（U N C E D）でも、この問題が若干議論されました。私の話の冒頭で紹介したニュージーランド提案の10年捕鯨停止決議が取り下げられた後に、本会議でアジェンダ21が採択され、その中に記載された予防的アプローチという考え方がそれです。資源の状態に十分な知識がない場合には、最適利用より、資源の保存上の配慮を優先させないということで、65条のM O R E S T R I C Tの解釈の具体化と言うべきものと一般的に解釈されています。原理ではなくアプローチ（方法）という表現を使っていることにも注目

する必要があります。

65条は又一部の沿岸国が採用している「海産哺乳動物保護法（MPA法）」にも配慮した規定でもありましょう。MPA法、例えば米国のMPA法は、資源をMSY水準に維持し、回復させることとその目的を定義しています。法の目的上、利用の禁止とはなっていないのです。

それでは、NMPはどうなっているかというと、NMPはMSY水準の上に、安全を見まして、確か10%ぐらい上だと思えるのですけれども、60%か70%、以後には種によっては90%というところに、科学委員会の決定で基準を上げたこともありますけれども、MSYよりは有意に高いところに基準を設定いたしました。つまり、過剰なところに設定いたしまして、それよりちょっとでも下だったら捕鯨を直ちに禁止する。捕鯨を直ちに禁止するだけの科学的な理由はないのでありますけれども、大体そういうことでNMPを運用することになっています。そういう意味でいうと、NMPは、よりスクリクトと言えるかどうかは疑問だけれども、より制限的であるということ可以说ができると思います。

さて、1977年IWCにおいて、NMPが実施に移され、EEZ等海洋法条約の主要部分が、同年各国により国家実行として実施に移され、私どもは、鯨問題も概ねこれで解決したと思い、それを期待しました。IWCにおけるNMPの運営ですが、わが方にとって、あるいは客観的にみて、それが公正妥当に運営されたというわけではありません。南氷洋ナガス鯨の場合、基準に2%足りないという理由で1977年、捕鯨が早速禁止されてしまいました。2%は資源推定値の誤差の範囲であり、事実上はMSY水準、つまり理想とする水準にあるわけですから禁止を相当とする理由があるわけではありません。しかし我々の主張に耳を傾けてくれる3/4の多数票がそこにあるわけではない。ルールはルールということになってしまいました。それでも勝負が科学である限り、相手の無理を打ち破る機会はずら来る。そう信じて我々は多数の暴力に耐え忍ぶことを選んだのですが、間もなく、そうした判断すら裏切られることになりました。

先ほど言いましたけれども、1977年NMP合意が実施に移されます。一方国際的には深海海底開発に関する合意を棚上げして、海洋法が実質的に成立

をする。その年にアメリカをはじめ世界は200カイリを含めてこの条約を国家実行として実施に移します。これで解決をしたと我々が思ったのはそういうことでもあるわけですが、その年に反捕鯨過激グループは大量の国、セイシェルズとかモナコ、それからカリブ海諸国、パナマとか、そういう国を一気に加入させます。

反捕鯨グループの実質的指導者として新たに登場したライアル・ワトソン氏は、知る人は知る大変な著名人で、私のところにやってきて「おれを知っているか」というから「知らない」と言ったら嫌な顔をしていましたが、後に調べてみると、地球の生命は、宇宙から飛来した有機物を起源とする説の提唱者としてしられ、サイエンスフィクションの世界では誰でも知る売れっ子作家ということでした。私が知っていたのは、イランのシャー元国王の弟が主案するスレショールド財団の専務理事であり、大金持ちであるということだけでしたが。

その彼が反捕鯨グループのリーダーに座って志を同じくする会（Like-minded Group）を組織し、その議長として私に取引を申し込んできました。しかし、舞台裏で力の信奉者と取引しようとするなど最悪の選択です。私は断乎この申し出を蹴りました。しかし、本会議は、常に票の支配する世界、過半数を抑えていれば、議事手続上、やりたい放題の自由がそこにあります。彼等のマキャベリズムは、科学委にも及びます。これまでの科学委は、数も20名足らず、しかも全員が著名な科学者であったのですが、ここにグリーンピースなどの団体が送り込む俄か学者—中には豪の著名な写真家—が、ながれこんできました。しかもこれを阻止する制度上の手段はなく、我々は指をくわえてみている外仕方ありませんでした。

この時代に大隅・ホルト論争という事件がありました。わが方の大隅博士が対決したのは、シドニー・ホルト、カリスマ的動物保護運動のリーダーであり、私は大して評価しませんが、資源学の方でもよくしられた人物です。このホルトが、先に紹介したライアル・ワトソンと手を組み、インド洋の島国セイシェルズの副代表として登場し、大隅博士の提出した論文と其中的の南氷洋ミンク鯨の推定値45万頭にけちをつけ、これを信頼し難い過大な数字だと非難したのです。しかし、自らの推定値が2万頭と常識外れの数字であ

り、又、余りに政治的に動いたことが影響したのでしょうか、科学論争は、大隅の勝ちということで結着をみました。今になってみれば、大隅の当時の評価も大きな過小評価であったことは明瞭です。

それから、コンピュータ不正操作事件というのがあった。これは私が見つけたのでありますけれども、1977年のキャンベラのIWCの会議で、クックという男が膨大なシミュレーション、それこそ30センチぐらいの厚いシミュレーションのコンピュータ計算による資源解析をやって、北太平洋のマッコウクジラは明日にも絶滅するおそれがあると言ってきたわけですね。ホルトは新聞記者を集めまして大々的な宣伝をいたしました。けれども、私がそれを見たときに、ちょっと待てよと。私は割合数学が好きなもので、数式を見たのですけれども、クックの方程式は日本の土井長之さんの数式と基本的に変わるところがない。

当時の水産研究所に計算に数十万円もかける余裕があるわけはありませんから土井さんは全てを手計算でやり、計算の範囲も狭くなりましたが、計算に間違いがあるはずはありません。基本的に同じ数式—土井さんは自ら考案した数式モデルを土井ポップ（ポピュレーション）と呼んでいましたが—を使って二人の間に正反対の結果が出るはずはない。私は咄嗟にそこにはコンピュータの不正操作があると直感したわけですね。だけど、日本の学者は大隅さんをはじめとして、まさかそこまではしないでしょうと。帰ってどこがおかしいか研究してもらいますと言ったのですが、一回決まってしまうと、後でひっくり返すのは大変だから、私は不正操作だと確信して四面楚歌の中、本問題の決着は特別会議で行うべきだと強硬に主張しました。先方も余程クックの計算に自信があったのでしょう。特別会議開催に賛成しましたが、わが方で計算しなおした所、案の定、クックのプログラムは動かず、不正操作ということが判り、クックも論文を取り下げ、特別会議では我が方の主張が通りました。

少し先を急ぎます。IWCの加盟国は77年に17ヶ国、それが1982年には39、遂に票の3/4を支配した彼等は、捕鯨モラトリアム決議の採択に成功しました。この決議は、その理由を信頼すべき科学的知識が不足し、鯨類の安全を期することができないと主張しています。つまり、科学的根拠を理由にして

いるのですが、彼等はこの決議を科学委員会に付託することを避けました。付託したくともできなかったのです。1972年と、1973年、科学委員会は、捕鯨を全面禁止する理由も生物学的必要性もないと決議していますし、科学委員会はこの年まで毎年、安全な捕獲枠をNMPに従って勧告してきたという歴史がありますし、反捕鯨側にこれを覆しうる科学的理由が存在するわけありません。本会議で私は、この決議は、条約の目的、規制科学的認定に基かなければならないという5条の規定に反する違法な決議である等、約1時間にも及ぶ大反論を試みましたが、相手方からとくに反論もないまま強引に採択されてしまいました。

しかし、1982年というのは1982年海洋法条約発効の年なのです。さすがに彼らも1982年条約に真っ向に違反するような決議を提出することができなかった。そこで、彼らはモラトリアムという字を使いました、一時停止。一時停止であれば解除条件が要ります。解除条件には、一つはNMPより安全なものをつくれということになりました。もう一つの条件は、資源評価のやり直しをなさいと。科学委員会は100名にも膨れ上がっていましたから、こんなものは絶対にできっこないというのが当時だと思えるのですけれども、意外や意外、東京大学の田中昌一さんがNMP用に新しい方法で提案をいたしました。

手法は、広くフィードバック方式としてしられるものですが、手法の詳細は別として、結論だけを要約すると、当面の捕獲量を資源量の推定値の持つ推定誤差と比較して、無視しうる量に限定するというものですし、その年、得られた情報は、次々と計算式に F e e d B a c k し、安全保障の度合いが自動的に年毎に改善されてゆくのですから、科学委員会のリーダー達がこれに飛び着いたのは当然です。

私の資料に、科学委が全会一致でRMPを採択するまでの経緯が書いてありますが、クックは後に、「自ら自らの足を撃った」と非難されました。

そのRMPの完成に驚いて、ニュージーランドが国連環境開発会議（UNCED）準備会議に飛び込んで、捕鯨10年停止決議の採択を議題とするよう求め、しかもそれに惨めに失敗した話は、既に紹介しましたが、冒頭ロンドンのガーデアン紙が「もう嘘をつく時間がなくなった。」と英国政府を非難

したのは、1972年以降1996年までの長い歴史を通観してのものです。反捕鯨過激派は、1996年以降、反捕鯨に条約上の根拠はないが倫理が理由だと正面から一嘘をつかずにということでしょうが、開き直ったわけです。

IWCが、条約執行機関としての機能を完全に喪失したことは、誰の目にも明らかです。もう一つ、RMPの成立をもって、1982年モラトリアム決議がその効力を失ったことにも疑問の余地はありません。

最後に昨年IWC議長が提案した合意案について短く触れます。

この合意案には、日本からの参加もあったと聞きますが用は、反捕鯨派のイニシアティブによる合意案であります。

合意案はできたものの、結局全体の合意が得られず、棚上げという形になりましたが、わが方からみても、合意案には到底飲み難い欠陥が多々あります。議長合意案の前書きとなる議長声明は、この合意により条約のパラダイム（目的理念）は変更されると宣言しています。そうであれば条約の実質的改正ということになり、条約実施機関に過ぎないIWCの越権行為となり、国際法上無効な合意になります。そうであれば少なくともそれに合意しなかった締約国には拘束力を持たないことになりますが、そうであってもこの合意に賛成した国には、別な意味が生ずるおそれがあります。

さて、又、こうした合意には、捕鯨に限らず当該国の条約上の基本的立場を変更し、又はこれを害すると解される危険があり、合意にはその点を明らかにするため、留保条項（disclaimer）をつけるのが通例です。例えばこの合意のいずれの規定も、本条約及び条約の解釈あるいは実施に関するいずれの締約国の基本的な立場を害するものと解釈されてはいけないとする趣旨の留保条項ですが、この合意案にはそれがありません。確かに利用条約から保護条約に変わったと主張する側に留保条項は必要ないでしょうが、わが方の立場からは絶対に必要であるはずですが、わが方の当事者間で、こうした面からの慎重な検討があったということを知りなかつたのは、大変残念であったと思います。

合意の内容の中、どこかわが方の基本的立場を害するのか、又、その恐れがあるのか、私の資料の中で論じています。時間がありませんので、説明をはしりたいと思いますが、合意がEEZ内の我が国の主権的権利、又、捕

獲枠が、RMPによらず又、条約規定の保護を離れて、全体の3/4票の合意に依存することの意味、更には、合意期間の終了後に何等の合意の保障もなく、事実上、票の争いとなるということであれば、今日の状況より一寸もよくなならないし問題の本質的な解決にはなりません。

それから、もう一つ、国連海洋法条約では、締約国の科学調査の自由を締約国の条約上の権利と規定していますが合意案、これについても重大な抵触の疑いがあると私は考えています。そういう問題点に一つ一つ回答も与えられないまま単に5年間の平和だけ考えればすむという問題ではありません。

最後に一言。捕鯨の問題は捕鯨の問題だけと思わないでください。敵方も決して捕鯨の問題を捕鯨の問題だけと考えていません。その後ろに海洋資源の利用とか、豪州、ニュージーランドの場合には多分南極領土権にかかわるいろいろな思惑があります。漁業でも南氷洋というか、あの水域における漁業は豪州とニュージーランドがものすごく敵意を持っている。あの水域から経済活動をなるべく排除したいという思いもないわけではないと思います。やり出すと長くなりますから、この辺で終わります。

(筒井副大臣着席)

○筒井農林水産副大臣 きょうは、お忙しいところご参加いただいて、貴重な意見を提供していただくということで、大変ありがとうございます。ほかの会議のために遅れてしまったことをおわび申し上げます。

私の見解も含めて申し上げさせていただければ、この前はシーシェパードの妨害によって途中で帰らざるを得なくなりました。この次どうするかという声がたくさん出てきております。前回と同じ形でやってもまた同じような結果になるかと思えます。この次やるとすれば今までと違った形でやらなければ、結局戻ってくることになってしまう。

違った形としてどういうものがあるかと言えば、一つは海上保安庁の船が同行してもらうこと。それ以外にいい方法があればそれも検討していかなければいけないし、そう思っております。しかし、海上保安庁の船が同行してもらう、このことが一つの大きな手段になるだろうと思えます。同時に、そのためには海賊対処法とか海洋条約に関する考え方をはっきりさせておかな

ければいけない。

海賊対処法については、今回のああいう妨害行為は海賊行為に入らないという決定を政府がしておりますが、それらの問題をどういうふうに考えていくか、あるいは、法改正が必要なのか、そういった検討も必要ではないかというふうにも思っております。ああいう行為が海賊行為の中に入るとすれば、海上保安庁が船を出すのに法的な根拠が非常に明確になるのではないかと思っております。

いずれにしろ、それらのことも一つの検討しなければならない手段でございますが、それらを含めて幅広く皆様のご意見をお聞かせいただいで、その中で今後の方針を、水産庁として、農水省として決定をしていきたいと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。そのことを心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○松田横浜国立大学教授 横浜国立大学の松田と申します。米澤先生と違いますが、私のことはご存じない方がいっぱいいらっしゃると思いますが、簡単に私の主な役職を書かせていただきました。一つキーとしては、私の立場は生態学者という立場で、特に昨年、生物多様性条約の締約国会議COP10に深くかかわった者として私の意見を申し上げたいと思います。

もう一つの私の立場は、日本で今のところただ一人しかいないPew Marine Conservation Fellowというのをやらせていただいています。このPew財団と申しますのは、様々な形で海洋保全の国際的な運動を行っているという団体ですが、私が国際捕鯨委員会の日本代表団だったこともあるということは承知の上で、私を選んでいただきましたので、その辺の経緯、それから、後で申し上げますように、WWFの自然保護委員を務めさせていただいております。

あと一つだけつけ加えるならば、エゾシカ保護管理計画検討委員というのをやっておりますが、これはまさに鯨類の改訂管理方式、あのフィードバック管理のアイデアを使いまして、北海道のエゾシカの問題、シカの数がよくわからない中でどう管理したらいいかというアイデアを実際に実施に移していくものであるということです。

私は生態学会の次期会長に選ばれておりますが、生態学会の中で、特に捕鯨に反対だという意見はほとんどないと思いますし、私が賛成だからあいつは会長に選ばないというような意見はほとんどなかった、そういう問題は特に関係ないと思います。環境団体においても、後で述べますように、日本の環境団体で例えばミンククジラが絶滅危惧で商業捕鯨に反対だと思っている方はごく少数であると思っております。例えば、私はグリーンピースの主催する、こういう鯨問題を語る会に呼ばれました。その場で私はこの文言そのものをレジュメに書かせていただきましたけれども、何の抵抗もなく、「それはそうだろうね」ということでありました。それ自身にはグリーンピース・ジャパンとしては特に問題なかったというふうに思っております。

2002年に、下関でIWCがある直前に、WWFジャパンは対話宣言というのを出しました。要するに、クジラの話も反捕鯨一色ではなくて、そうではないやり方もあって、解決を目指すべきだということを書いたわけです。その意味では、彼ら自身、過去の立場を変えていると思います。そういう対話も必要だろう。それ以来私はWWFジャパンの自然保護委員を務めさせていただいております。

ところが、このWWFジャパンの対話宣言に関しては、国際的に非常に反論と言いますか、バッシングがありました。先ほど非常に良識あるジャーナリズムとご紹介いただきました『ガーディアン』もかなり口汚い、私の英語の単語力ではなかったような、かなり下品な言葉でWWFジャパンのことを批判しているというような反響がありました。ただ、それによってWWFジャパンは方針を変えているわけではありません。

もう一つ、生態学者として言っておきたいことは、先ほど日本の生態学者では商業捕鯨の再開そのものは十分可能だという認識はかなり多く共有されていると申しましたけれども、いわゆる鯨害獣論というのがあります。これは何かと申しますと、クジラがふえすぎることによって水産資源が食べられてしまう、それによって水産業に対して被害を与えているという議論です。これに関しては国際的には大いに生態学者の批判があります。国内でも多分ほとんどの生態学者に聞かれたら賛成すると思えます。つまり、批判に賛成すると。

どういふことかと申しますと、ピーター・ヨッジスという方の論文に端的にあらわれているのですが、このピーター・ヨッジスさんはもう亡くなってしまいました。彼は間接効果、例えば捕食者と被食者がいる、さらにその被食者の下がいるとか、被食者の競争者がいるとか、そういうふうに関係ない第三者に対する影響はどうかということの理論をつくった国際的な権威であります。ヨッジスの間接効果の理論というのは主要な生態学の教科書には内外を含めて広く引用されているという方です。

彼の理論によれば、例えばクジラがふえたとして、クジラが確かに魚をたくさん食べている、だからといって、水産資源が一方的に減るとは必ずしも限らないということ、彼は数学論的なモデルを用いて立証しております。これは大学1～2年生程度の逆行列という知識がある方なら、誰でも検証できるというぐらいの理屈であります。

私はそのときにピーター・ヨッジスさんにメールを書きまして、なるほど、あなたの言うことはもっともだけれども、それは別に日本が捕鯨ができないということではないのではないか。先ほどの米澤先生のお話にあったように、非常に厳しい基準で、むしろ保護に配慮したような管理計画で合意されていると。そういう資源はほかの水産資源に比べてむしろずっと厳しいのであって、しかも、クジラが十分いるということが、例えばミンククジラなどでは明らかになっていますというふうに申しましたところ、それはそのとおりだとおっしゃいました。だから、害獣論を批判するということと、クジラが商業捕鯨の対象とすべきであるかないかというのは、全く別の話だということです。

もう一つ、国際捕鯨委員会では生存捕鯨という概念がございます。これは非常に厳しい基準で、捕った肉はお金にしてはいけないとか、そういうような話がありました。例えば生物多様性条約の場でも、原住民あるいは先住民の権利というような話は、CBDの一つの大きなテーマでありましたから、そういう議論になるかと思いましたが、先ほど私はWWFジャパンの対話宣言の話をしてしましたが、あのときWWFジャパンは国際的なWWFの本部あるいはアメリカ支部などと相当激烈な議論をしました。

そのときWWFの国際本部にいた方がスーザン・リバーマンという方です

けれども、スーザン・リバーマンは去年COP10をやるときにはPew財団のPew環境グループのキーパーソンとして、コーディネーターとしてかかわってきました。私は日本人唯一のフェローですから、直接やりとりする機会がありまして、そのとき驚いたんですけれども、彼女は決して生存捕鯨だけではなくて、零細漁業自身も攻撃するつもりはないとおっしゃいました。日本は9割以上が零細漁民であるという漁業形態をとっております。なるほど、そういう意味では零細漁業というのは、彼らの国際的な環境団体が漁業はけしからんとかいう標的ではないのだということがわかりました。

一方、先ほど科学者がいろいろ捏造するとかいろんな話がありましたけれども、私の目から見て、国際的な特に水産資源の問題に関して、本当にこれは正しいのかと思うような極端な主張が時々まかり通ってしまいます。その例をちょっと申し上げますと、これはボリス・ワームさんという、センサス・オブ・マリンライフという研究助成金を出しているグループがやった主要な研究成果と言われていたものです。これは『サイエンス』に載ったのですが、2048年までに世界の水産資源はなくなってしまうだろうという予測式を出しました。

私はこの予測式を自分で計算して追試はしておりませんが、多分捏造ではないと思います。ただし、使っている前提が余りにも非現実的である。つまり、今までどのように水産資源が減ってきたかというところを、双曲線近似というのがありますが、こういうのは指数関数で、放射線の半減期のように減っていくというふうにやるのが普通ですが、双曲線近似でやりますから、未来にいくに従ってどんどん絶滅が早くなるというような近似をしております。そうすると2048年までになくなると。計算としては間違っていないかもしれませんが、その前提が実証的で現実的であるとはとても思えない。ただ、いまだにマスコミの方も含めて、2048年までに世界の水産資源がなくなるということを紹介される方は非常に多いと思います。

しかし、実はボリス・ワームさん自身は今この説をとっておりません。これはセンサス・オブ・マリンライフという、スローリン財団が2000年から2010年にかけて世界の海洋生物のセンサスということで大規模な国際的なプロジェクトを行いました。日本でもJAMSTECをはじめとして多くの研

研究者がこれに貢献しておりますし、私もそのメンバーに入っております。私もボリス・ワームさんを前から知っておりますが、余りにも極端な意見に対してセンサス・オブ・マリンライフの運営委員からは、それは水産学者自身が言っていることと余りにもかけ離れているのではないかという運営委員が2名ほどいらっしやいまして、水産学者と共著の論文を書きなさいという話になりまして、2009年にボリス・ワームさんは別の論文を書きました。それには何と書いてあるかと言いますと、これも同じ『サイエンス』に載ったのですが、タイトルは「世界の水産業の再建」、全く違うように見えるタイトルを、同じ著者が書いているわけです。これはその前提を変えたからです。

今度の前提はどんな前提かという、普通に水産学者がやる前提なのです。ちょっとだけ紹介いたしますと、これはいっぱい点がありますが、例えばタイヘイヨウマダラとか、そういうような一つひとつの水産資源をあらわします。横軸は何かと申しますと、今の資源の状態です。1より大きければ持続可能な状態、ミンククジラだと1.9ぐらい、すごいところにあると思います。1より小さかったら、最大持続生産量という考え方からいうと減りすぎだという問題。縦軸は何かと申しますと、今現在その魚をどのぐらいとっているかというもので、これも1が最大持続生産量を達成する上では適正なレベルです。したがって、それより上のところはどんどん減ってしまっているだろうというものです。

これをざっと見ますと、赤い四角で囲った3分の1ぐらいがあてはまると思いますが、この資源は、かつて乱獲されて必要以上に減ってしまい、今でも乱獲され続けている、非常に悪い資源だということになります。こういうグラフは遠洋水産研究所でも盛んに描いていらっしやると思っています。

青いところは何かと申しますと、かつては確かに減ってしまったけれども、今は漁獲率を下げて、これから再建しつつある、つまり、リビルディングであるということです。緑は何かといいますと、まだ余っていて、しかもあまりとっていないものです。もちろん赤いのが3分の1ぐらいあるというのは非常に問題でありますけれども、すべての水産資源が枯渇するということとは全然状況が違う。これが2009年にボリス・ワームさんが別の共著者たちと書いたものです。

残念ながらこのデータの中には日本の水産資源は入っておりません。もうちょっと日本のデータが彼らに引用できる形であれば、入ることもできただろうし、多分共著者に日本人も入ることができただろうと思いますが、残念ながらそういうことにはなっておりません。

例えば、何人か私のよく知っている方で捕鯨問題に関して見解を述べる方がいます。

米本さんは科学論をやっている方です。あるいは、鬼頭さんは環境倫理学の方です。両方とも沿岸捕鯨を再開することが重要であると述べられていると思います。私もそう思います。米本さんは南氷洋捕鯨からはもう撤退したほうがいいと言っております。鬼頭さんはまだそこまで言っていないと思いますが、私はこんなことを言うつもりはありません。それは政治的な判断でありまして、南氷洋の資源が持続可能に利用できないかという、ほとんどの生態学者は、少なくとも日本の生態学者はそうは思っていないだろうと思います。

あと、自然の権利運動、私も自然の権利を推進する方々と一緒にこの権利運動をやったことがあります。一度、外務省の方が捕鯨問題でクリストファー・ストーンさんという、自然の権利運動のアメリカにおける創始者の一人をお呼びしたことがあります。そのとき私、行ってびっくりしたんですが、自然の権利運動を唱えるクリストファー・ストーンさんは決して捕鯨に批判的ではありません。商業捕鯨は、外交上も持続的な利用の観点からも十分可能であると彼は明確におっしゃっていました。その後時々彼にメールを出して、こういう事態になったけれども、どうしたらいいだろうかと相談することがあります。

あと、去年、私はある大手水産会社のアドバイザーをやらせていただきました。そういう意味では、水産会社とも少しおつき合いをさせていただいておりますが、彼らは多国籍企業ですので、例えば彼らと提携するニュージーランドやアメリカの企業、ファミリー企業がクジラなどをやっていたらマイナスだという話は当然あります。そうしますと、ビジネスとして彼らは捕鯨問題に関与したくないという気持ちになっていく、これはビジネスとしてはある意味ではやむを得ないのかもしれない。

先ほど申しましたが、国際捕鯨委員会、先ほど米澤先生から詳しいお話がありましたように、今、アダプティブマネジメント（順応的管理）と呼ばれているものは、RMPの激しい統計計算が基になってできている。そういう意味ではこれは順応的管理の育ての親と行うことができると思います。順応的管理というのはもともとクロフォード・ホリングという、著名な生態学者が1960年代に提唱し、1970年代にはカール・ウォルターズという、両方ともカナダのブリティッシュ・コロンビア大学の人で水産資源の専門家ですが、これで育ててきた。それを最も端的にやったのがRMPだと思っております。

このアダプティブマネジメントは、もはや日本だけではなくて世界の環境団体が、これからの生態系管理はこういうふうにやればよいというふうに言っているものです。そういう意味では、IWCは自分のところではRMPは実施されなかったという非常に残念な事態ですけれども、世界の環境保護の順応的管理の理論を育てたということができると思います。

私が問題にしたいのは、ミンククジラとかの捕鯨対象になっているものは決して絶滅危惧ではないと思います。ところが、それを捕る側ですね、この捕鯨の産業と文化はかなり絶滅の危機に瀕していると思います。私は最初に国際生物多様性条約にかかわった生態学者の立場からと申しましたけれども、生物多様性条約で重視されるのは、実は生物の多様性だけではなく、文化の多様性も重視します。例えば、大手水産会社が多国籍化して鯨問題に消極的になった、それはビジネスとしてはわからないでもないというふうに申しましたけれども、わからないのはむしろ環境団体です。

環境団体の中に、もうクジラはビジネスとして成り立たないのにどうして日本はこんなにこだわるのだという方がいるのは私は非常に残念です。もし同じ論理を、例えばあの（絶滅危惧植物の）蘭はもう要らないなど、経済的にほとんど価値ないよと言われて、守る価値はないなんて話をしたら、猛烈に反対するわけです。その同じロジックが、捕鯨という、特に沿岸捕鯨という伝統的な産業文化を守るといふほうに向かない、むしろビジネスとしてペイしないのに何でこだわるのというふうに言うのは非常に残念であるし、それでは生物多様性自身も守ることはできないと私は思っております。

ここで紹介している例は、2005年に札幌で国際哺乳類学会があったときの

基調講演のタイトルです。そのとき、国際哺乳類学会の札幌の大会事務局は、日本で開催するのだから、サルの話とクジラの話をやりたいということで、誰かあまり偏ったと思われなくて、しかも理の通ったことを言う人はいないかと言いましたので、その時は前議長でしたか、ジュディ・ゼーさんをお呼びしました。

私のどういうつもりでゼーさんと呼ぶかということのメールに対してゼーさんはよく理解していただいたと思います。その時、彼女が基調講演のタイトルとして挙げたのは、ここにあるようにクジラを守るように捕鯨を管理できるかということだけではなくて、クジラとホウエーラー（捕鯨者）を守る。これが生物文化多様性というものに関しては一番重要なキーワードを端的にあらわしているのではないかと思います。

私は、知床世界遺産にもかかわりました。世界遺産というのは手つかずの自然を守るとというのが本来の趣旨でありますから、そこには人間活動はなくてもいいと、例えば漁業などはなくてもいいと言われたら、そっちのほうが普通の考えかもしれません。しかし、知床世界遺産は、日本の世界自然遺産の中で初めて海を登録地域に含むことにしました。これは結果的に非常に努力することになりましたが。その海域はびっしりと漁場がある、そういう海域でした。

しかし、そのときに審査にあたった国際自然保護連合の方は、日本の漁業はいかに自主的に管理をして持続的な漁業を営みながら海を守ってきたかということを取り上げて非常に理解していただきまして、めでたく世界遺産に登録することができるようになりました。この過程は、去年の国際コモンズ学会という学会で、6つ、世界のインパクトストーリーというのを集めることになりまして、知床の漁民が世界遺産登録に関して新たに保護区を自主的にふやしたという取組を、世界の6つのインパクトストーリーの一つに選んでいただきました。

これは大変名誉なことでもあります。その題名は「日本の沿岸漁業のCo-management（共同管理）」と言います。これは上から下の管理だけではなくて、実質的な管理も含めたという意味ですが、そういうのが世界のインパクトストーリーに選ばれたということで、これは大変名誉なことではないかと

思っておりますし、その国際コモンズ学会を来年日本の富士で開くことが予定されております。

結論といたしまして、なぜ捕鯨管理が必要かと言いますと、捕る中で一番個体数がわかる。これはエゾシカで痛感しました。増えた減ったはある程度わかりますけれども、全部で何頭いるのかはわからない。先ほどのホルトさんのように2万頭とか極端なことを言っても、ひょっとしたらすぐには否定されないのではないかなというようなことになってしまう。ですが、捕ってみれば、例えば10万頭とっているのに2万頭ということは、少なくともそれで激減していなければ、これはあり得ないと誰が考えてもわかるわけですね。捕る中でより合理的な管理ができるということがあります。

そういう意味では、先ほどWWFの話もありましたけれども、世界の環境団体は、外国、特に先進国では捕鯨に反対しているところが多いです。しかし、それは自分の国と関係ないところで、自分の冒している環境負荷の大きさを反省するよりも、何か別のやり玉を挙げようというような意識に私にはどうしてもみえてしまう。これを中世のキリスト教では免罪符と言います。この言葉が妥当かどうか盛んな議論がありまして、私はその専門ではありませんので、この言葉にはこだわりませんが、そういうふうになってはいけない。そうすると、自分の国が今やっていることをどう管理していくかということが非常に大事になってくると思います。

その意味で、沿岸捕鯨は一刻も早く再開していただきたい。これは生物文化多様性を守るという意味では切なる私の願いです。そのために、例えば南氷洋捕鯨を諦めろとか、調査捕鯨を諦めろと、これは本来おかしい。先ほど米澤先生は去年のチリの妥協調停案を批判されていまして、おしかりを受けるかもしれませんが、去年、私はNHKのラジオジャパンで「あれには賛成だ」と言いました。申しわけございません。

私があるときに申しましたことは、何で南氷洋の調査捕鯨と日本の沿岸捕鯨が取引の材料になるのか、おかしいではないかということです。つまり、同じ資源ならば、片方をやめて、どっちかだけ残すことで、結局守られるということはあるかもしれませんが、本来別の資源ですから、南氷洋で捕ろうが捕るまいが、沿岸捕鯨の絶滅リスクは関係ありません。沿岸捕鯨を再開す

ることに生物多様性上問題があると思っている人はきっと誰もいないだろうと、それなら再開していただきたいと思います。

そのときに南氷洋の捕鯨あるいは調査捕鯨を自粛するとか諦めるとかというのは政治の問題で、私はそんな必要は生物学的にはないと思いますが、それは政治が判断することであると思います。沿岸捕鯨を守ることは、持続可能な利用を推進するという意味で、生物多様性を守ることにもなり、その文化を守るということは何より大事なことであるというふうに私は申し上げたいと思います。

その意味では、どんなにささいな危険でも一切いけないというふうに、予防的アプローチと称してやられることがあります。順応的管理は決してそんなことはありません。よく見直してみて、本当に危ないとわかったときに効果的に手段をとることが大事なことです。そういうことを育てたのはむしろ鯨類の改訂管理方式である。これが今の生物多様性条約をはじめとする生態系管理の世界の趨勢になっているということです。その意味では、沿岸捕鯨をもし再開した場合には、日本の環境団体もぜひその合意形成の輪に加わって、適切な管理が行われているかということを見張る側に回らせていただきたいと思います。

私はWWFジャパンをはじめとする日本の環境団体は既にそのような見識を持っていると思っております。そのようなことを申し上げてきょうは終わります。ご静聴ありがとうございました。

○高橋全日本海員組合水産局長　ただいまご紹介にあずかりました全日本海員組合の水産局長をしております高橋と申します。本日は、鯨類捕獲調査に従事している乗組員の立場からということで、10項目について意見を申し上げます。

その前に海員組合の概略を説明しておきます。まず、当組合は、漁船だけではなくて、商船、フェリー、旅客船の乗組員も加入いたします産業別労働組合でございます。全国24支部と7つの事務所を設置いたしております。海外にも5カ所の拠点を設けて活動いたしております。鯨類捕獲調査に従事しております船員、これは沿岸、南氷洋を問わず全員が私たちの組合員でござ

います。

それから、個人的なことでございますけれども、私は宮城県石巻の出身で、自宅もでございます。現在単身赴任ということでございますけれども、ご承知のとおり捕鯨の基地鮎川、それから、女川も扇の要というような場所に位置する石巻でございます。そこで生まれまして、子どものころから鯨肉を食べながら育ってきたということでございます。地元の学校を卒業してから、遠洋のトロール漁船に乗りまして、オホーツク、ベーリング海で働いた後、海員組合に出向になったということでございます。現在、海員組合の上部機関でございます I T F、国際運輸労連の水産部会の副議長も務めております。

それでは、まず組合と捕鯨の関係についてですが、戦後間もなく南氷洋に船団で出漁いたしました商業捕鯨に、我々の仲間約1万人を超えるような組合員が従事いたしておりました。その後、先ほど来説明があるとおりの I W C における捕獲枠の減少に伴いまして、捕鯨各社の再編が行われまして、1976年に日本共同捕鯨が設立されております。

さらに、85年に商業捕鯨のモラトリアムの実施によって、87年、共同船舶が設立されました。この時点で、300人程度まで船員が減少したということでございます。この間、組合といたしましては、捕鯨船員を守るという活動を行いまして、I W C にも代表団を送り続けまして、漁船員の立場で訴えてきたということでございます。

次に、共同船舶組合員の現状についてでございますが、我が国の母船捕鯨の最も最盛期でございました1961年、62年には7船団が南氷洋で操業しておりました。この船団につきましては、日本水産、それから、大洋、極洋と、日本の大手水産会社の所有船でございました。当時はキャッチャーボートが86隻、冷凍船が14隻、それから、タンカーが7隻、これに付随する貨物船が36隻で、1万人を超える乗組員が従事いたしておりました。76年にこの3社が合同で日本共同捕鯨株式会社を設立いたしまして、母船は3隻、キャッチャー20隻、乗組員は当初1,500名程度おりましたけれども、後に700名程度に削減ということになりました。

87年には、母船1隻、キャッチャーが4隻、308名の乗組員数となりました。また、87年の11月に、商業捕鯨の終了ということになりまして、共同捕

鯨が解体いたしております。当時のスタッフ507名のうち321名が新会社、現在の共同船舶に移管されまして、母船1隻、キャッチャーが3隻、ほかに8隻の船を引き継ぎました。なお、現在保有船につきましては5隻でございます。母船日新丸は1987年に遠洋トロール漁船筑前丸として建造されております。91年の第5次南極海鯨類捕獲調査より、船名を改めまして日新丸として活躍いたしております。このほかに、目視採集船勇新、第二・第三勇新、それから、目視専門船として第二昭南丸があります。

現在、今年の5月1日付でございますけれども、組合員は199名となっております。年齢構成につきましては、10代から30代まで62.3%、40～50代37.2%ということで、圧倒的に20代、30代の皆さんが半数以上を占めているということでございます。この内容につきましては、平成4年から新卒者を継続的に採用してきた結果でございますして、乗組員構成は非常に若くて、平均年齢は30代でございます。世代交代、それから、技術の継承も非常にうまくいっているという状況でございます。

次に、沿岸小型捕鯨との関係でございますけれども、南氷洋、北西大西洋の調査捕鯨は、ご承知のとおり共同船舶1社で実施いたしておりますけれども、沿岸小型捕鯨、それから、沿岸鯨類捕獲調査に従事するいわゆる小型の乗組員も組合員でございますして、組合は南氷洋のように大型船による船団捕鯨、それから、地域に根ざす沿岸小型捕鯨、この両方の必要性を訴えてきております。国民の理解を広く得て、地域のバックアップを生かすために、沿岸小型捕鯨の維持、存続にも力を入れてきました。

次に、調査と組合員の雇用、労働条件でございますが、共同船舶に所属し、鯨類捕獲調査、それから、目視調査に従事する組合員の労働条件につきましては、組合と会社の労働協約によって決まっております。特に調査手当につきましては、日額であって、商業捕鯨時代とは全く異なるということです。捕獲頭数や副産物である鯨肉の売上とは関連いたしません。

給与水準は、大手水産会社の大型漁船よりは若干安く、地区漁船の平均を上回るという水準でございます。昔のように南氷洋に出漁して巨額の奨励金をもらえるということもございません。現在は組合員の収入は固定的でございます。いかに調査を完全に遂行するかは現在はモラルの話であって、収入

とは関連いたしません。若い乗組員が多いということと、これに付随して一般の作業員、いわゆる運輸層が多いということが特徴的でございます。現在の一般的な漁業とは異なる部分がありまして、職場環境は非常に明るいということが言えると思います。

それから、シーシェパードの妨害についてでございます。当初グリーンピースが妨害を始めた頃は、パフォーマンス、いやがらせというものに近いものでございました。生命、船体への危険を感じるというほどではございませんでした。母船に近づきまして、キャッチャーから母船に捕獲したクジラを渡す作業を阻止したり、ゴムボートで伴走いたしまして、執拗な映像を撮り続けるということで、これが終わりますと、帰っていったということです。しかし、現在のシーシェパードの妨害につきましては、ご承知のとおり年々エスカレートいたしております。当然、調査事業に支障をきたすということになっております。

彼らはケーブルテレビに映像を配信するために、常にドラマチックな映像を必要とするということでございまして、挑発が非常にエスカレートしております。むしろ事故の発生を待っているようにさえ感じられるものがあります。完全防水の作業服を着用いたしまして、ランチャーを使用し酪酸びんを撃ち込んでくる姿、それから、執拗にプロペラに絡ませようとロープを船の進路に投入するという姿を見ますと、もはや反捕鯨団体のキャンペーン行為ということにならないと思います。軽装備の海賊に攻撃を受けているというような印象さえ受けます。

また、シーシェパード側の船員は明らかに航海技術が非常に未熟で、南氷洋の海象、気象を恐らく周知していないのではなかろうと思います。これらの乗組員がテレビグループの言いなりに操船いたしているようで、非常に危険な状況となっております。また、こちら側が危険を避けるという行動を起こしましても、挑発してくることから、調査活動が効果的に阻止されるというような悪循環を起こしております。危険な妨害行為を避けるためには、南極海での調査捕鯨を撤退し、沿岸の商業捕鯨を認めさせたほうがよいというような意見もありました。しかし、そうなれば、現在、太地、岩手県の大槌で行われているように、鮎川、釧路において挑発的な危険な妨害行為が行わ

れることが非常に危惧されます。

また、先ほどから出ておりますとおり、ほかの漁業に関しても妨害活動を行うということが懸念されます。危険な妨害活動を回避するため、南極海の調査捕鯨から撤退することによって解決する問題ではないと思っております。かつて毅然とした態度をとらなかつたことで、公海における大規模流し網漁業に対して、当時はグリーンピースの反漁業キャンペーンが強力になされまして、公海流し網漁業は全面禁漁ということになりました。非常に苦い経験を持っております。これによって、サケ・マスの流し網漁業、それから、イカ流し網漁業が全面禁漁になったということは記憶に新しいことでございます。

現在の彼らのターゲットは当然捕鯨ということになります。今回の大震災の前後、岩手県の大槌でシーシェパードが追い求めていたのは、イルカの突き棒ではなかつたかと思っております。次の標的は何になるのか皆さんでよくご検討いただきたいと思います。毅然とした対応をしない限り、危険な妨害行為がとどまることはないと思っております。

次に、乗組員の気持ちといたしましては、相手の無謀な行為によってこちらが加害者とされる危険性がございます。妨害行為に対する対応に乗組員は苦慮いたしております。昨年のアディギルの衝突については、明らかに相手の見張り不十分であつて、帰国後この船の船長でございましたベスーンが証言しております。撮影に夢中になっており、これらの船の接近に気づかず進路を横切つたというのが原因でございます。

我々船員は、船舶を安全に航海するということに常に細心の注意を払って運航いたしております。当然、意図的に船を衝突させる訓練も教育も受けてはおりません。捕鯨、反捕鯨の前に、船員として危険な行為によって執拗に進路を妨害する、これらの行為に対しての対処法というものはございません。また、船舶の安全運航を第一に考える船員の業務といたしましては、なすすべがないということも事実でございます。公海上で日本国民が日本船籍の船で正当な活動を行っているにもかかわらず、日本政府が自国民保護のために何の行動もとらないということに対しては、怒りを通り越して驚きさえ感じます。

我々船員の常識では、船舶での体当たり、それから、ランチャーによる酪酸の撃ち込み、発煙筒の投げ込みなど、海賊と何ら変わりのない行動をとる船舶については、警告後、制止に従わなければ撃沈されても文句は言えないのでございます。しかし、国際法では海賊とは言えない、旗国に遺憾の意を表す、国内法で対処できないとか、この論議を毎年繰り返して聞くたびに日本国民として失望するばかりでございます。

特に政府関係者の皆さんに、乗組員は放水という手段のみで自衛するということしか許されておりません、とても我々の気持ち理解されているとは思えません。また、相手の映像ばかりが宣伝されまして、船団の出航・入港は情報漏えいを理由に秘密ということで行われて、まるでこちらが悪いことをしているような印象を持つ、若い乗組員は非常につらいことでございます。また、シーシェパードの妨害を受けながら、心配する家族への連絡さえ規制されております。自分の親兄弟、それから、ガールフレンドに対しても、胸を張って誇りを持てるような職場環境にする必要があると思います。

次に、政府に望むことといたしまして、商業捕鯨再開のために今後も必要な調査は完璧に実施する決意であります。しかし、反捕鯨団体の妨害行為対策は我々船員の業務ではございませんし、我々にその権利もありません。日本国民の安全を守るのは当然国家の責務でありまして、海上保安庁の巡視船などの派遣を強く希望いたします。シーシェパードは、狡猾な職業的反捕鯨団体でございます。日本が毅然とした態度を示せばやってくることはないと思います。

— N G O が南極海に 3 隻の船を送り妨害を行うには、当然、巨額の費用が必要となるはずで、茶の間でテレビを見るアメリカの視聴者も毎年同じ映像を見れば当然飽きてくると思います。大切なのは日本政府の主権を守る毅然とした態度でございます。日本国民を守るという国家として当然の責務を遂行していただきたいと思っております。その上で、我々乗組員に安全な調査活動に専念させていただければと思っております。

また、鯨類捕獲調査は商業捕鯨ではございません。我々の努力の範疇を超えた副産物の販売不振が、乗組員の生活に影響を及ぼすことのないように対処していただければと思っております。副産物の販売につきましては、国で責任を

持っていただき、多くの国民に鯨類の消費拡大を図っていただければ、乗組員の労苦も報われるとっております。

次に、母船キャッチャーの居住性と長期航海の影響ということでございます。先ほど申しましたとおり、現在、共同船舶には調査母船が1隻と、いわゆるキャッチャーボートと呼ばれる標本採集船が3隻ございます。そのほかに目視調査専用船が1隻あります。このキャッチャーボートにつきましては、共同船舶になってから新造した船でございます。母船は、先ほど申し上げましたとおり、遠洋トロール漁船を改造した、船齢が20年を超える船舶でございます。

また、通常の遠洋漁業では、現在長期航海はありますけれども、数カ月に一度は補給・休養のために入港いたしております。これは外国に入ることでございます。しかし、現在、南氷洋鯨類捕獲調査船では最長5カ月ぐらいの無補給の航海になっております。遠洋マグロ漁船のように長期操業船もございますけれども、無補給の5カ月の航海という船は、現在は調査船だけしかありません。ご承知のとおり、南半球に反捕鯨の国が多いということから、入港、補給できないという状況でございますけれども、乗組員の人権保護のためには何らかの方策も考える必要があるのではないかとっております。

次に、母船の新造の必要性ということでございます。この船は北洋操業を中心に行っておりました遠洋トロール漁船を改造いたしております。そのため、燃料タンクも小さくて、乗組員の居住スペースも非常に狭くて、長期航海には向かないという状況でございます。特に若い船員が多いわけですから、若い皆さんが継続して船内生活を送ることで、調査活動に専念できるような新たな母船の建造が望まれます。特に母船を新造すれば乗組員も希望を持てますし、諸外国に我が国の捕鯨に関する不退転の決意というものも示すことになるのではないかと思います。早期に母船を建造し、居住区も若い乗組員が使えるように近代的にさせていただくということが必要だと思っております。

また、商業捕鯨再開の期待ということでは、現在、乗組員自身は単に調査だけを目的に業務遂行ということではございません。将来の商業捕鯨再開を目指して、資料を収集する業務を遂行しているということでございます。調

査のための調査ではなくて、将来を見据えた商業捕鯨再開のための道筋を示していただければと思います。また、その道が非常に困難だということも認識いたしております。しかし、希望があれば商業捕鯨再開のために、人材の確保、技術の伝承が続けられると思います。

また、この度の東日本大震災に、私の自宅は石巻でございますけれども、たまたま出張先ということで石巻で遭遇いたしました。この震災によって、これまでの当たり前の生活が当たり前の生活でなくなった日でもございます。ライフラインが一瞬にして破壊され、社会生活が壊滅的になりました。特に被害を受けた地域のすべての商店が被災いたしまして、食料、医療、そして生活必需品の購入が不可能になりました。特に沿岸地域では甚大な被害を受けております。被災地域の水産物の生産は停止いたしております。今後恐らく大きな影響が出てくることが懸念されます。被災地へ救援物資が届けられましたけれども、避難所が多かったということもありますし、陸上の交通網が遮断されたということから、各避難所に食料を含めた支援物資がなかなか行き届かず、被災者は満足に食事ができない日々が続きました。食料を販売している店もありませんでした。

このような被災生活を体験いたしまして、初めて食料の自給自足の必要性、重要性というものが認識されるのではないかと感じております。自然災害というのは忘れた頃にやってまいります。それも日本だけで起こるわけではございません。世界の穀倉地帯、漁業の主要海域で連続して起こることもあります。非常時に外国から食料を潤沢に輸入できるという保証もない中で、天然資源であります水産物、水産食料の確保がいかに重要で、必要であるかということを再認識すべきだと思います。

特に戦後の食料難の時代、日本の食料確保のためには、ほかの漁業同様に、1945年11月30日、初めに小笠原諸島の捕鯨を許可し、翌46年8月に南氷洋捕鯨を許可したのはマッカーサー元帥であり米国であるとも聞き及んでおります。今回の震災で外国からの支援物資は、米国のトモダチ作戦というものが大きかったのですが、外国からの支援、救援物資は期待できないという状況にございました。そういった意味も含めまして、南極海を含めた捕鯨は、他の水産・魚介類と同様に、国民の食料確保の観点からも重要な産業であり、

継続していくことが重要であると認識いたしております。

以上、長々と意見を申し上げましたけれども、検討委員会の委員におかれましては、調査に従事する乗組員の気持ちをご理解の上、適切な判断をしていただくことを切望いたしまして、私の意見とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○阿南委員 今の高橋さんに二点お伺いしたいと思います。まず、南氷洋に出かけて調査捕鯨に従事されている職員の皆さんたちは、今はどのようにして生計を成り立たせているのかということが一点。

それから、先ほど危険な目に遭わせているということに対して 政府として何も守らないというのは極めて遺憾であるとおっしゃいましたけれども、私もそのように思います。ですが、そういう危険な目に遭ってまで南氷洋に出かけていく必要はないのではないかと消費者としては思います。そこまでやる必要があるのでしょうか。

なお、毅然とした態度と言いますと、海上保安庁が守るためについていく態勢しか考えられないわけですがけれども、そんなことが本当に認められるかどうか。そこまでしてやらなくていいよと思っている国民がそれを認めると私は思えないのです。この点についてどのようにお考えなのか、もう少しお聞きしたいと思います。

○高橋全日本海員組合水産局長 まず一点目の、船員が現在どのようにして生計を立てているかという質問でございますけれども、南氷洋の調査捕鯨が終わって帰ってきました、今度は北西太平洋の調査捕鯨ということで、南氷洋と北西大西洋の2つの調査事業で生計を立てています。これが一点です。

それから、もう一点でございますけれども、それほど危険な目に遭ってまで南氷洋に出漁する必要はないのではないかと、こういうことでございますけれども、我々は自然を相手に商売をしている人間にとっては自然というのはいつも危険でございます。なおかつ、この鯨類捕獲調査の重要性を鑑みて、このような妨害活動がなければ何にも危険なことはございません。我々から見れば、IWCの国際条約で認められた正規の調査事業を継続する上で、そ

れを妨害してくる側に問題があるのであって、我々のほうに問題があるという認識を全く我々は持っておりません。正当な調査を正当なものでやっているということです。暴力に屈するということは、我々はそういうことで調査に従事しているということではございません。

○高成田委員 高橋さんにお伺いしたいのですが、漁業全体の組合員数というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○高橋全日本海員組合水産局長 今現在、外国人もおりますので、外国人も含めて約1万人ぐらいです。

○高成田委員 外国人も海員組合に入られているのですか。

○高橋全日本海員組合水産局長 はい、遠洋漁業では混乗船ということで外国人も乗っております。

○高成田委員 外国人の方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○高橋全日本海員組合水産局長 日本人で約6千7、8百人、あと3千2、3百人が外国人ということになります。

○高成田委員 ありがとうございます。

それから、松田さんにお伺いしたいのですけれども、国際的な分野で活動していって、自然保護とか環境とかいうところから日本の捕鯨への理解、これは南極海も含めてですけれども、そういう世論構成をつくっていくということは、現実的には非常に難しいことなんでしょうか。国際舞台の中で資源学者としてあるいは環境学者として、努力をすればそういうところから国際世論を変えていく力になりうるということでしょうか。

○松田横浜国立大学教授 それは、どうなるかはやってみないとわかりませんが、決してそんなに難しい話ではないと思います。問題は、常に言われるのは環境団体、特にアメリカやオーストラリアなどのファンドレージングですね。募金がいかに集まるかというのは、その辺の国々にとっては明確な負の影響があるという話はよく耳にします。それ以外は特に大きな問題だとは思いません。

○高成田委員 それは現実的には、今まではおやりになってきていないということですか。日本人としてということですが。

○松田横浜国立大学教授　ですから、私の経験としましては、国内では、例えばWWFジャパンのような組織から見て特に何の問題もないということですね。よその国はどうかという話は、当然、WWFジャパンとしてもやっていますし、私たちも生態学者同士で議論をしますけれども、特に大きな問題を感じたことはありません。

○高成田委員　反捕鯨国が多いIWCの背景には、環境団体とか自然保護団体とかがあるわけで、そういう土壌に対して、説得していくのは、現実的にできるかというのが私の質問です。そう難しいことはないというのは、論理的なことをおっしゃっているのでしょうか、それとも現実的、政治的なということでしょうか。

○松田横浜国立大学教授　政治的なことは正直申し上げてよくわからないところはありますけれども、自分の周辺の方々との議論を見ていてそんなに難しいことには僕には見えないということです。

○林委員　松田先生と高橋局長にお伺いしたいと思います。まず、松田先生にですが、ヨッジスの理論で生態系学者は、捕食に関して日本の学者などが進めている議論に反論しているということをおっしゃいました、大多数がそうだということですが。そうしますと、日本の様々な研究者、あるいは、水産庁も、それに傾いていると思われそうですけれども、そういった害が実際にあるのだというような今までの議論は、どの程度有効性があるということなんでしょうか。全くないということなんでしょうか。

○松田横浜国立大学教授　それは櫻本先生のご意見も後で聞いていただければと思うのですが、今、鯨研とかでやっているのはたくさんクジラが魚を食べていると、これはほとんどファクトとして認められていると思います。その話と、たくさん食べられているから、その水産資源が本当に資源として減るといような効果があるかというのはまた別の話だと思っております。

○林委員　わかりました。

高橋部長ですけれども、シーシェパードのような妨害事件について、組合さんのほうで何らかの国際的な措置、アピールとか反論とか、そういったことをできないかということです。具体的にはITFなどを通じて国際社会あるいは関係国に対して、何らかのITF全体としての立場を表明できないもの

なのかどうかということ、あるいは、今までそういうことをやったことがあるのでしょうか、実際にはできないのでしょうかということです。

○高橋全日本海員組合水産局長 I T F関係は、毎年2月に水産部会をロンドンでやっているのですが、そこでは必ず捕鯨の問題、特にシーシェパードの問題を出しております。I T Fは水産物を有効利用するという立場でございますから、決して反捕鯨ではございません。問題は、捕鯨については反対ではございませんけれども、シーシェパードについては強い意気込みで彼らの行動に対しては批判的だということでございます。昨年8月に4年に一回のI T Fの世界大会がメキシコで開催されましたけれども、その時点でも私のほうからシーシェパード問題について、I T Fとして対処していただきたいということで提案をし、賛同されております。

○林委員 それに関連して、もう少し強くI T F全体として、国連なりF A Oなり、あるいは、関係国に対して直接、決議なりを通してアピールしていく必要があるのではないかと私は思います。

○米澤元I W Cコミッショナー 世論というのが果たしてあるかどうかということです。普通に例えばアメリカなどでも世論調査をしますと、私がここに持っているのは1998年9月のアメリカの調査ですけれども、資源が十分あったときに、捕鯨にあなたは反対しますかと聞くと、資源がよければ捕ってもいいというのは、アメリカでも70%ぐらい出ます。だけれども、I W Cは果たして政府の代表と称すべきものによる会議であるかどうかです。

それから、その後ろにいる反捕鯨団体とどういう関係にあるのかを見る必要があるだと思います。私がさっき申し上げましたけれども、国連の場ではそういう極端な意見はあまり出ません。それがI W Cに行くと極端な意見が出てくるというのは、そこにイギリスとかアメリカ、スウェーデンなど、先ほど私が言いましたけれども、クジラの問題を環境団体に丸投げをしている。松田先生が言われたけれども、免罪符という面も十分あると思います。だから、その辺は非常に難しいところです。

それから、2番目に、反捕鯨団体などは年間70億円とか100億円ぐらい使っていると。アメリカだけしかお金はわからないのですが、ほかの国は報告しなくていいし、監査も要らないから。ただ、アメリカの場合には報告が要

るものですから、アメリカの資料はとれるのですけれども、70億円とか100億円というお金になっている。どこから出ているかというと、ロックフェラーだとか、ゲイツとか、ピュウとかで、決して浄財ではない。市民の声が反対というわけではないのです。70億円もあると自分に都合のいいようなことを書いてくれる、その学者が。そう言う学者先生に怒られるけれども、作家であるとか、幾らでも世の中いますよね。だから、必ずしもそういうことではない。

争うべきところで、原理原則の問題として争っていくと。そういうことになりますと、私は反捕鯨の時代の真っ最中に矢面に立たされたけれども、意外なところから応援団が出てくるのです。私はそういう声に支えられて、日本だけ勝手なことを言っているというような気持ちになったことは一回もなかったですよ、孤立感を抱いたこともない。だから、ここまではっきりしている問題で、争っているのは原理原則であって、必要であるか必要でないかということはあまり私の関心にはないのです。南氷洋の鯨資源にしても、日本だけで独占していいというものでもないし、原理原則の問題として争っている。

国によってはそれに参加しない、あるいは、経済性が合わないから参加しないというのは、一向に差し支えないではないですか。だからといって、禁止する必要が一体あるのか。調査であったとしたら、調査目的のためには、一般に「多々益々弁ず」というところがあるのですけれども、RMPぐらいのデータをとる。商業捕鯨のデータというのは偏りますからね。偏らないようなデータをとると。RMPでやったら65万頭で捕獲は2,000頭ぐらいのものでしょう。それぐらいでサンプリングとるのは、サンプリング効果が大きいと思うのです。2,000頭では産業というほどのものにはならないのではないかと私は思いますね。そういうことです。

○野村委員 私は、質問はないのですが、それぞれの発表者の方々の内容についてコメントを幾つか申し上げたいと思います。

米澤さんの資料、興味深く読ませていただきまして、また再度勉強させていただいたという感じです。米澤さんは、私は30年ぐらい前お仕えしたのですが、この問題については神様みたいな存在で、その後、引き続き任務を引

き継がれたコミッショナーと代表団の粘りによって、今の日本の捕鯨の現状があるというのは紛れもない事実だと思います。あと、海洋法の条約も、1976年、私も交渉会議でニューヨークに4週間ほどおりましたが、排他的経済水域、それから、サケ・マスと高度回遊性魚種、それから、65条のマリンマンマルについて、米澤さんは主役としていろいろ交渉されて、当時の名演説を今思い出しております。

そういう私が米澤さんに反論するのは、清水の舞台から下りるぐらい勇気が要るのですが、反論というよりも、私は65条のマリンマンマルについてはちょっと米澤さんと違う解釈を持っております。64条の高度回遊性魚種のリストの中にクジラが入っているというのは紛れもなく、米澤さんがおっしゃったとおり、ほかの魚種と同一扱い、マグロと同一扱いでクジラを見ているということだと思いますが、65条に「この部のいかなる規定も、沿岸国や国際機関が海産哺乳動物の開発についてこの部に定めるよりも厳しく禁止し、制限し又は規制する権利又は権限を制限するものではない」という書き出しがあります。私の解釈では、調査捕鯨がIWC条約第8条に基づきIWC条約のいずれの規定にもかかわらずできるのと同じように、この65条というのは余剰原則である61条、62条にかかわりなく捕鯨禁止できるというふうに読んでおります。したがって、今のIWCの現状は海洋法条約に全然合致していないというほどには言えないのではないかと考えておりますが、これは私の勝手な個人的な解釈です。

あと、松田先生には生物多様性の世界の話をしていただいて、先生のお話は今回で二度目ですが、非常に勉強になります。その中で幾つか個人名が出てきましたが、私もFAOにいたときによく縁のあった方々でした。スーザン・リバーマンという女性は、いろんな環境団体の人がいますが、何を言ってもわからないぐらいに教条的な人でした。ところが、生物多様性条約みたいな場では話がわかるようなことを言われるというような紹介を聞いて、場所が変わるとそういうものかなと思いました。同時に、多分、彼女は日本のかなりの人に憎まれていますし、彼女も憎んでいるところがあると思いますので、松田さんは数少ないコンタクトポイントですので、引き続きいい関係を持っていただきたいと思います。

同じようにおもしろい話で、ワームという科学者が2048年ぐらいには漁業資源がゼロになってしまうと。私もひどいことを言うなとFAOの中で悩んでいました。書くほうは、いろんな金が入るのでやるのですが、反論するとなると大変で、FAOの科学者も反論する気力と金と時間がなくて地団駄踏んでいたところがあったのですが、資源科学者のネットワークができて、松田先生がおっしゃったトラップとは違うのかもしれませんが、余りにも非常識的な前提を置いているものですから、例えばワシントン大学のレイ・ヒルボーンさんとか、その辺のグループで彼らの困り込みをやって、彼が改宗したと言いますか、まともになったという一つの例ですが、非常におもしろい話を聞きました。

もう一つ、これはなかなか言いにくいのですが、日本の代表団に昔おりましたので。捕食と捕鯨の問題というのはなかなか難しい、私も個人的には松田さんの意見に賛成です。クジラが食べているから魚が減ってというのはなかなか科学的に検証が難しい問題です。それと漁業と捕鯨をリンクするというのは必ずしもいいPRになっていないと思います。そういう捕食問題とは別に、鯨資源がどれだけあるから捕っていいという議論のほうが受け入れやすいと思います、いろんな意味で。

あともう一つ、私が松田先生に非常に賛同しているのは、日本の科学者の世界漁業問題へのインプットの少なさ、例えばワームの論文に対する反論なども、残念ながら日本の科学者の共著がなかった。これは将来日本全体で考えるべき話だと思います。捕鯨とは関係ありませんが。

最後の高橋局長のお話、非常に生々しい赤裸々なお話で、ありがとうございました。私は、高橋さんのお話をお伺いして、『ザ・コーブ』という映画を思い出しました。『ザ・コーブ』というのは環境団体が太地でイルカ漁をこっそり盗み撮りした映画で、私はこれをローマで見たのですが、非常に頭にきた映画です。なぜ頭にきたかと言いますと、悪意に満ちたやらせの映画なのです。いかに太地の人の人非人であるかという意図で撮っているのですが、海産哺乳動物云々以上の問題として、日本人として非常に頭にきました。それがまた有名な映画祭でドキュメンタリー賞をとったというのでまた頭にきて、しかも、その映画をFAO主催の映画祭でやるというのを聞いて、私

は堪忍袋の緒が切れて抗議をしてそこだけは押さえました。

私が言いたいのは、こういう映画がまかりとおって賞をとるというのが、この問題がいかに難しい問題かということですね。前の検討会の直後にNHKの『NHKスペシャル』で「クジラと生きる」という番組があって、私も見ましたが、その中で、シーシェパードの人ですかね、どこか団体の人が汚い言葉でイルカ漁の人をののしっている。それぐらいの人格でないとおあいうことはできないのかなと思ったりしたのですが、NHKは『ザ・コーブ』と違って非常にバランスのとれた撮り方をしているなと思いました。ですから、ああいう人に対応するにはどうしたらいいか。これはシーシェパードに対応するのと同じですが。私も答えは持っていませんが、いい番組だったと思います。そういういかんともしがたい怒りの感情は非常にわかります。

以上です。

○米澤元IWCコミッショナー さっきも言いましたが、相打ちになって野村さんのような考え方もあり得るということになると具合が悪い。野村さんのような解釈をするためには2つの条件が要る。一つは、ストリクトという字をどう解釈するかということ。ストリクトがなければ、本条にかかわらずということで自由にできるということになる。それから、本条にかかわらずというのが条約の定める原理原則関係なくという意味なら、64条の付属書Iにわざわざ記載する必要はない。記載をしないで、本条の規定にかかわらずという具合に書いてあれば、そういう解釈する余地もあろうが。

ただし、一つだけ言っておくと、どう解釈するかは締約国の主権的権利である。ニュージーランドの代表で、野村さんが出てきてそういう主張をすれば、国際司法裁判所で決着をつけることになるけれども、ストリクトという字を無視しているという点と、付属書Iに記載されている事実を無視しているという点で、野村さんの議論はちょっと説得性がないと思う。

○秋道委員 高橋さん、シーシェパードに対して海上保安庁を派遣できるかどうかというのは、国内法でできるのか。つまり、海洋基本法あたりを援用してできるのかという可能性を教えてください。

それから、松田さんは知床の世界自然遺産ですごい仕事をされたのはわかっています。あのときフードチェーンのモデルが出ていましたね、科学委員

会から。鯨研の鯨類捕獲調査も南極海であのぐらいのことができる可能性があるのかどうか、お聞きしたい。

○高橋全日本海員組合水産局長 海賊法については政府がご専門でございますから。先ほどの質問のお答えに不足だったかなと思っているのですが、南極海での妨害行為に対して、危険だから行かないほうがいいのではないかと、うご意見もありましたけれども、撤退したから問題が解決するとは私らは思っておりません。シーシェパードは、昨年もそうですけれども、南極海が終わった後に地中海のマグロの妨害に行っております。恐らく次から次へと目標を掲げながら、次から次に来るだろうと思います。現在は鯨類、イルカも含めてターゲットにしていますが、恐らく次々とエスカレートしていきだろうと思います。

南極海という遠いところでの問題です。しかし、現在でも観光ビザで彼らは入ってきて国内で活動しているわけです。こういう皆さんが船を持ってくる、日本の領海にも入ってきて、大きなことをやったときに、果たして日本の国民の皆さん、それから、海上保安庁は黙って見ているのでしょうか。そんなことはないと思います。今は東京を離れた南極海というところでこういう問題が起きているということですから、我々とすれば、海上保安庁に行って攻撃をしてくれとか、そういうことを言っているわけではございません。この船団が科学的データをきちんと収集できるように、この船団を守っていただきたい。科学的な調査を遂行できるようにしていただきたい、こういうことを言っているわけです。シーシェパードの船を攻撃して撃沈してくださいと言っているわけではございません。あと、巡視船を出せる出せないというのは政府のほうから、水産庁のほうからお答え願えればと思います。

○花房資源管理部遠洋課長 これまでも海洋政策本部を中心に関係省庁で集って、どのような妨害対策が講じられるかということを議論していますけれども、先ほどおっしゃった法律の観点については、前回資料でご説明しましたように、閣議決定されているとおりです。

○松田横浜国立大学教授 先ほどの質問にお答えします。知床の世界遺産のときに海域管理計画で食物連鎖の図をつくりました。それと同じものが例えば南氷洋でできるかというお話ですけれども、知床の食物連鎖の図は何が何を

どれだけ食べているという詳細な調査をやっているわけではありません。この種はあの種がいれば普通は食べるでしょうというデータベースもいろいろありまして、そこからやったものを、地元の知見を入れてちょっと修正して完成させたというものです。そういう意味ではある程度は南極海でも可能だと思います。

ただ、知床の食物連鎖の図を描いたとき、そこで何が一番言いたかったかということ、どれだけの魚種がそこで利用されていて、その漁獲統計がしっかり漁協を中心にとられているかという話です。それがわかるデータがあるということ自体がこの場所の生態系が一番よくモニターされているという主張を我々はさせていただきます。

そういう意味で、南氷洋で同じことができるかということ、例えば漁獲統計のデータが、そこにいるすべての生物の一部に限られてしまいますと、そういうような主張はできなくなるということになります。そういう意味では、南氷洋で大々的に持続可能な漁業をやっていただきたいということになるのかもしれない。

○櫻本委員 先ほどの質問に関連してお聞きしたいのですけれども、前回のこの会議で林先生が国際法上は十分海賊行為として認められることだというようなお話をされたと思いますが、その辺のところがよくわからないものですから、教えていただきたいのです。海賊行為ではないというのは日本国内での判断であって、国際法上は海賊行為と認められるのかどうかです。

もし国内法上で海賊行為だと認められないとすれば、海上保安庁の船が行ったときにどういうことができるのか、つまり、国内法で海賊行為ではないものに対してどんな行為がとれるのか。海賊行為であるとすれば、それなりの対応ができるとか、その辺がはっきりしないと、巡視船が行っても見ているだけということになってしまうのではないかなという心配がある。

もう一つ、例えば国際法で海賊行為だと認められないとしても、あれが正常な行為であるとはどうしても思えない。だから、海賊行為という範疇には入らないかもしれないけれども、適切な行為ではないと思います。それが全く国際法上で罰せられないというのが私はどうも不思議なのですが、その辺について専門家の方とか事務局からご説明いただきたい。

○早川内閣官房参事官 内閣官房の早川と申します。よろしくお願ひいたします。後でまた外務省から補足があるかもしれませんが、先ほどどなたかが指摘されたとおり、国連海洋法条約上は旗国主義という大原則がありまして、旗国、船籍国でないと、その船籍を持っている船を直接取り締まることができないという大原則がございます。シーシェパードの行為は大変危険で許されないという意味では、日本政府としては強い問題意識、怒りを持っております。

一方で、シーシェパードがこれまでとってきた行為については、海賊対処法という国内法が適用できないということは、先週も水産庁から説明があったとおり、閣議決定で明確に政府として答弁しておりますけれども、国際法の観点からもこれまでシーシェパードが行ってきた行為を海賊であるというふうに断定することは難しいと認識しております。実際に諸外国を見ましても、シーシェパードの行為を問題であると言っている国は多いけれども、それを海賊であると、すなわち旗国以外のあらゆる国が、普遍主義と申しますけれども、取り締まることを正当化できるというふうにはっきりと言っている国は残念ながらありません。

そういったことを踏まえまして、日本政府としては国連海洋法条約上の海賊として断定することは難しいということです。すなわち、日本政府が巡視船を派遣した場合何が起きるかということですが、旗国主義の原則の下にありますので、仮に巡視船を派遣した場合には、シーシェパードに近づいて一定の牽制をすることは物理的に可能です。ただし、直接向こうの船に乗り込んで制圧、拘束、逮捕するということは認められておりません。したがって、一定の牽制をすることはできますけれども、シーシェパードの妨害行為を継続して阻止することは非常に難しいと考えております。

○谷川委員 閣議決定とおっしゃるけれども、閣議決定を変えるということは可能なわけですか、その時の内閣で。

○早川内閣官房参事官 閣議決定については、この5月に閣議決定されたばかりですので、一般論について私の立場からは申し上げられません。

先ほどのご質問でつけ加え忘れたのですが、シーシェパードの行為は、国際法上、海賊とは言えませんが、SUA条約という、船舶の安

全な航行を損なうような危険な行為を国際法で処罰することは可能でございます。日本政府もこれまで日本の国内法の刑法の業務妨害罪にあたるという判断で、S U A条約に関しても必要な判断をして、これまで国際指名手配したりということもやっております。

ただ、S U A条約というのは、海賊と認定するわけではございませんので、現場で日本が直接乗船して制圧する根拠になるわけではなく、日本がI C P O（国際刑事警察機構）ルートを使ったり、外交ルートで指名手配したりという形で、事後に国際法に違反した被疑者を特定して、必要な措置をとっていくという国際法の枠組みでございます。

○櫻本委員　そういう面からいうと、シーシェパードが去年行った行為に対して国際法上の手続はとれるわけですね、現時点で。

○佐野外務省漁業室首席事務官　すみません、先ほどのS U A条約について。先生方も十分おわかりのお話だと思いますので、ちょっとしつこい話になるかもしれませんが。海洋法の海賊云々の問題にしましても、いずれにしても海賊につきましては、当然のことながら国連海洋法条約の解釈を受けて日本の国内法に落とししていかなければいけません。そういう形でつくったのが海賊対処法ということです。それで基本的に対応するということです。

S U A条約についても、当然のことながら、日本の国内法の刑法のどの罪にあたるかということを検討して、その上でS U A条約でどうだという判断を求められるという形になっておりますので、基本的には国内の捜査当局がどういう判断を下すかというのは一連的にありうべきということになっております。

○櫻本委員　一点確認したいのは、閣議決定と関係なくS U A条約を使って、昨年の行為に対して国際法上の手続はとれるということですか。

○外務省　先ほど申し上げたように、日本の国内の捜査の過程でS U A条約に違反するかどうかという可能性について検討ということは、もちろん可能性としてあると思います。それは捜査当局の話でございますので、こちらのほうでどうこうという話ではございませんけれども、当然のことながらそういう形はありうる話だと思います。

○早川内閣官房参事官　先生ご指摘のとおり、閣議決定とS U A条約の適用可

能性の検討というのはまた別の世界でございます。

○櫻本委員 それはわかりますが、閣議決定は変えるのは難しいから、S U A条約で何とかできないかというのが私の意見です。一緒に議論すべきだと言っているわけではありません。

○高成田委員 S U A条約については、もう一度整理して今度出していただけますか。

○宮原水産庁次長 そうですね。次回、説明の機会を設けたほうがいいと思います。

○高成田委員 ついでにそのときに200カイリ以内であれば、どういうことが海洋法の中で可能なのかということ。先ほど高橋さんが「このまま放っておくと、200カイリの内側に入ってきたときも同じようなことになる」とおっしゃったのですが、感じとしては200カイリに入ってくれば海保が積極的に行動してもいいのではないかと私は思うのです。そう簡単ではないでしょうけれども、その違いみたいなことを次回お願いします。

○宮原水産庁次長 はい、わかりました。

議題（3）今後のスケジュールについて

○宮原水産庁次長 一回ここで議論を打ち切らせていただき、これからのスケジュールについて、皆様のご意見を伺っておきたいことがございます。

資料4でございますが、次の回は6月20日になっておりまして、ここに書いてある方々に来ていただくことになっておりますが、高成田委員から元外務省副報道官の方をお呼びしてはどうかというご希望を伺っております。ほかの委員の方々からも、誰かお呼びしたほうがいいということがございますか。

○阿南委員 今日のお話では、W W Fは明確に反対しているわけではないということですね。ですから、明確に反対しているところの意見も聞いたほうがいいのではないかと思います。

○宮原水産庁次長 では、ほかにないようであれば事務局で検討させていただいて、追加的な関係者についてはまたお諮りします。

（米澤氏・松田氏・高橋氏退室、5分間休憩）

議題（２）第２回検討会における意見聴取のフォローアップ（非公開）

（財）日本鯨類研究所及び共同船舶（株）から財務内容を聴取し、質疑応答を行った。

○宮原水産庁次長 それでは、次回は６月20日ということで、7月の取りまとめが近づいてくるので、またぜひよろしく願いいたします。

それ以降の話については次回またお諮りいたします。

きょうは長時間ありがとうございました。

（以上）